

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月15日
【四半期会計期間】	第25期第1四半期（自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日）
【会社名】	シンワアートオークション株式会社
【英訳名】	SHINWA ART AUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 倉田 陽一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目4番12号
【電話番号】	03(5537)8024
【事務連絡者氏名】	経理部長 益戸 佳治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第1四半期 連結累計期間
会計期間	自平成25年 6月1日 至平成25年 8月31日
売上高(千円)	131,862
経常損失()(千円)	62,574
四半期純損失()(千円)	66,475
四半期包括利益(千円)	68,550
純資産額(千円)	1,273,304
総資産額(千円)	1,518,048
1株当たり四半期純損失金額()(円)	1,298.33
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(円)	-
自己資本比率(%)	82.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は当第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間及び前連結会計年度の経営指標等については記載しておりません。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

当第1四半期連結会計期間において、非連結子会社であったエーベック株式会社及びシンワメディカル株式会社の重要性が増したため連結の範囲に含めております。また、持分法非適用の関連会社でありましたASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDについて、当第1四半期連結会計期間より連結財務諸表の作成に伴い持分法を適用しております。

この結果、当社グループは平成25年8月31日現在、当社、連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社で構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクにおいて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、四半期連結財務諸表につきましては前年同四半期等との比較分析は行っておりませんが、オークション関連事業につきましては前年同四半期との比較を行っております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年6月1日～平成25年8月31日）におけるわが国の経済は、いわゆるアベノミクスを背景とした円安・株高の傾向が続いており、輸出増加により企業収益が回復し始め、また個人消費も高額品を中心に堅調な動きを見せるなど、デフレ脱却や景気回復の期待感が高まっております。しかしながら、欧州の債務危機問題や中国・新興国の景気減速懸念が、引き続き我が国の景気を押し下げるリスクとなっております。

このような環境のもと、当社グループは、当社の主たる事業であるオークション関連事業において高額美術品を中心とした優良作品のオークションへの出品及び富裕層を中心とした美術品コレクターのオークションへの参加促進に努めるとともに、再生可能エネルギー事業及び医療機関向け支援事業においては、安定的な収益の早期確保に向けた体制の構築に努めました。

オークション関連事業

当第1四半期連結累計期間は、主力の近代美術オークションにおいて前年同期間比で出品点数、取扱高ともに大きく増加し、取扱高581,598千円（前年同期間比82.9%増）、売上高131,634千円（前年同期間比35.6%増、内商品売上高28,460千円（前年同期間比7.4%減））となりました。

種別の業績は次のとおりです。

種別	第25期第1四半期連結累計期間							
	自 平成25年6月1日							
	至 平成25年8月31日							
	取扱高 (千円)	前年比 (%)	売上高 (千円)	前年比 (%)	オークション 開催数	オークション 出品数	オークション 落札数	落札率 (%)
近代美術オークション	415,730	146.2	75,550	55.2	1	132	107	81.1
近代陶芸オークション	52,135	6.8	11,450	6.0	1	218	205	94.0
近代美術Part オークション	50,460	91.2	16,345	56.0	1	315	272	86.3
その他オークション	32,355	14.8	7,544	4.5	1	298	203	68.1
オークション事業合計	550,680	90.4	110,891	39.9	4	963	787	81.7
プライベートセール	9,123	118.3	8,688	130.5				
その他	21,795	11.5	12,054	14.3				
オークション関連 その他事業合計	30,918	7.3	20,743	16.3				
オークション関連事業合計	581,598	82.9	131,634	35.6				

近代美術オークション部門の取扱高は415,730千円（前年同期間比146.2%増）、売上高は75,550千円（前年同期間比55.2%増、内商品売上高7,569千円（前年同期間比50.8%減））となりました。出品点数、落札単価ともに前年同期間比で大きく増加し、取扱高、売上高が増加しました。

近代陶芸オークション部門の取扱高は52,135千円（前年同期間比6.8%減）、売上高は11,450千円（前年同期間比6.0%減、内商品売上高なし（前年同期間もなし））となりました。出品点数は前年同期間比で微増しましたが、落札単価の減少により取扱高、売上高が減少しました。

近代美術Partオークション部門の取扱高は50,460千円（前年同期間比91.2%増）、売上高は16,345千円（前年同期間比56.0%増、内商品売上高5,252千円（前年同期間比12.6%増））となりました。出品点数、落札単価ともに前年同期間比で増加し、取扱高、売上高が増加しました。

その他オークション部門の取扱高は32,355千円（前年同期間比14.8%減）、売上高は7,544千円（前年同期間比4.5%減、内商品売上高652千円（前年同期間比234.1%増））となりました。当期間はBags/Jewellery&Watchesオークションを1回開催いたしましたが、出品点数、落札率の減少により取扱高、売上高が減少しました。

プライベートセールにおきましては取扱高は9,123千円（前年同期間比118.3%増）、売上高は8,688千円（前年同期間比130.5%増、内商品売上高8,688千円（前年同期間比135.2%増））となりました。当期間は高額品の取り扱いがなく、ほぼ前年同期間と同水準となりました。

その他事業

前事業年度に開始いたしました再生可能エネルギー事業におきましては、50キロワット級の小型ソーラー発電施設の分譲販売及び電力会社への売電事業のための用地確保に努めましたが、当第1四半期連結累計期間中に完工した施設はありませんでした。また、医療機関向け支援事業におきましては、本年6月より診療報酬債権ファクタリング事業を開始し、その残高拡大に努めました。

以上により、当第1四半期連結累計期間は、経常損失62,574千円、四半期純損失66,475千円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、1,518,048千円となりました。その主な内訳は現金及び預金874,666千円、商品302,278千円、前渡金159,712千円、有形固定資産32,943千円、投資その他の資産47,868千円です。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、244,743千円となりました。その主な内訳は買掛金62,855千円、短期借入金70,000千円、退職給付引当金29,750千円です。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は1,273,304千円となりました。その主な内訳は資本金819,641千円、資本剰余金424,391千円、利益剰余金237,000千円、自己株式222,826千円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000
計	180,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,479	60,699	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あります。なお単元株制度は 採用しておりません。
計	60,479	60,699		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期連結会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容（コミットメント条項付き第三者割当契約）

（平成25年5月30日取締役会決議による第7回新株予約権）

決議年月日	平成25年5月30日
新株予約権の数（個）	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65,250
新株予約権の行使期間	自平成25年6月17日 至平成27年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

（注）1．本新株予約権1個につき目的となる株式数は50株であります。また、本新株予約権は新株予約権1個につき14,900円で有償発行しております。

- 2．当社が下記3「行使価額の調整」に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記3「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価格}}$$

調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記3「行使価額の調整」（2）及び（5）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3．行使価額の調整

- （1）当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記（2）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ア．本項(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

イ．普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ウ．本項(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4)イに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

エ．当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項(4)イに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

オ．本項(2)アからエまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)アからエにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ア．行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

イ．行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

ウ．行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ア．株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - イ．その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ウ．行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
5. 新株予約権の行使に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
6. 本新株予約権の譲渡は当社取締役会の承認を要する。
7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
- 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
- 再編対象会社の同種の株式とする。
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
- 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
- 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権の内容
(平成25年5月30日取締役会決議による第8回新株予約権)

決議年月日	平成25年5月30日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	72,500
新株予約権の行使期間	自平成25年6月17日 至平成30年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき640円で有償発行しております。

2. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日以後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が、割当日以後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式における「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は相続した本新株予約権を行使することはできない。
 - (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り上げ)が一度でも行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(ただし、上記3に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。
6. 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月17日(本新株予約権を行使することができる期間の初日)と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から平成30年6月16日(本新株予約権を行使することができる期間の末日)までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年6月1日～ 平成25年8月31日	1,410	60,479	26,670	819,641	26,670	424,391

(注) 1. 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年9月1日から平成25年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が220株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,044千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,598	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,471	50,471	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	59,069	-	-
総株主の議決権	-	50,471	-

(注) 新株予約権の行使により、当第1四半期連結会計期間末における発行済株式総数は1,410株増加し、60,479株となっております。

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
シンワアートオーク ション株式会社	東京都中央区銀座 7-4-12	8,598	-	8,598	14.56
計	-	8,598	-	8,598	14.56

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当社は当第1四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年6月1日から平成25年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、UHY東京監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間 (平成25年8月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	874,666
オークション未収入金	16,283
商品	302,278
前渡金	159,712
その他	84,325
貸倒引当金	30
流動資産合計	1,437,236
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	8,977
車両運搬具(純額)	2,316
工具、器具及び備品(純額)	7,710
建設仮勘定	13,938
有形固定資産合計	32,943
投資その他の資産	
その他	61,672
貸倒引当金	13,804
投資その他の資産合計	47,868
固定資産合計	80,811
資産合計	1,518,048
負債の部	
流動負債	
買掛金	62,855
オークション未払金	2,521
短期借入金	70,000
未払法人税等	1,070
賞与引当金	6,382
役員賞与引当金	2,456
その他	57,107
流動負債合計	202,393
固定負債	
退職給付引当金	29,750
その他	12,600
固定負債合計	42,350
負債合計	244,743

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成25年8月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	819,641
資本剰余金	424,391
利益剰余金	237,000
自己株式	222,826
株主資本合計	1,258,207
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	1,245
その他の包括利益累計額合計	1,245
新株予約権	11,484
少数株主持分	4,858
純資産合計	1,273,304
負債純資産合計	1,518,048

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)
売上高	131,862
売上原価	41,526
売上総利益	90,336
販売費及び一般管理費	143,134
営業損失()	52,798
営業外収益	
受取利息	58
受取保険金	1,800
貸倒引当金戻入額	343
その他	470
営業外収益合計	2,672
営業外費用	
支払利息	521
持分法による投資損失	1,517
新株予約権発行費用	8,554
為替差損	1,854
営業外費用合計	12,447
経常損失()	62,574
特別損失	
固定資産除却損	1,450
事務所移転費用	2,318
特別損失合計	3,769
税金等調整前四半期純損失()	66,343
法人税、住民税及び事業税	406
法人税等調整額	555
法人税等合計	961
少数株主損益調整前四半期純損失()	67,304
少数株主損失()	828
四半期純損失()	66,475

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	67,304
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	1,245
その他の包括利益合計	1,245
四半期包括利益	68,550
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	67,721
少数株主に係る四半期包括利益	828

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

1. 連結の範囲の重要な変更

当社は、当第1四半期連結会計期間より、非連結子会社であったエーパック株式会社及びシンワメディカル株式会社の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法適用の範囲の重要な変更

当社は、持分法非適用の関連会社でありましたASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITEDについて、当第1四半期連結会計期間より連結財務諸表の作成に伴い、持分法適用の範囲に含めております。

(追加情報)

1. 当社は当第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下の通りです。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 エーパック株式会社、シンワメディカル株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数及び名称

持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社の名称 ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の四半期決算日と四半期連結決算日は一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

・ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 3年～15年

・ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

・ 引当金の計上基準

ア．貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ．賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ．役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

エ．退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当四半期連結会計期間末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

・その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株式の分割及び単元株制度の採用について

当社は、平成25年7月16日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

(1) 株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成25年12月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成25年11月30日（土曜日）（但し、実質的には平成25年11月29日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

平成25年11月30日（土曜日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数といたします。

平成25年9月30日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

ア．株式分割前の当社発行済株式総数	60,699株
イ．株式分割により増加する株式数	6,009,201株
ウ．株式分割後の当社発行済株式総数	6,069,900株
エ．株式分割後の発行可能株式総数	18,000,000株

上記の数値は、新株予約権の行使等によって変動する可能性があります。

分割の日程

基準日設定公告日 平成25年11月15日（金曜日）

基準日 平成25年11月30日（土曜日） 実質的には平成25年11月29日（金曜日）

効力発生日 平成25年12月1日（日曜日）

(3) 採用する単元株制度の概要

ア．新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

イ．新設の日程

効力発生日 平成25年12月1日（日曜日）

金融商品取引所における当社株式の売買単位は、平成25年11月27日（水曜日）より1株から100株に変更されます。

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計期間の期首に行われたと仮定した場合の当第1四半期連結累計期間の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	242円28銭
1株当たり当期純損失金額	12円98銭

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年8月31日)

季節的変動要因

当社の事業構造として、オークションが第2四半期及び第4四半期に多く開催される傾向があるため、四半期連結会計期間別の業績には季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間
(自平成25年6月1日
至平成25年8月31日)

減価償却費 1,426千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日至平成25年8月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月29日 定時株主総会	普通株式	10,094	200	平成25年5月31日	平成25年8月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	近代美術 オークション	近代陶芸 オークション	近代美術Part オークション	その他 オークション (注)1	プライベート セール	計		
売上高	75,550	11,450	16,345	7,544	8,688	119,579	12,282	131,862
セグメント 利益	66,095	5,563	12,654	2,408	4,407	91,127	791	90,336

(注)1. 「その他オークション」の区分には、Bags/Jewelry&Watchesオークションの結果を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、交換会等での販売及び宝飾品展示販売等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	91,127
「その他」の区分の利益	791
全社費用(注)	143,134
四半期連結損益計算書の営業損失()	52,798

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	1,298円33銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額()(千円)	66,475
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額() (千円)	66,475
普通株式の期中平均株式数(株)	51,201
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社子会社による太陽光発電施設(メガソーラー)取得

当社の子会社であるエーペック株式会社(以下「エーペック」といいます。)は、平成25年9月17日開催の取締役会において、宮崎県西都市の太陽光発電施設を取得することを決議いたしました。

1.取得の概要

当社が、平成25年5月30日付で公表いたしました「第三者割当により発行される第7回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の子会社であるエーペックは、50キロワット級の小型発電施設の分譲販売を計画し、その用地確保に向け選定を行っておりますが、他方、太陽光発電事業推進のために、この度メガソーラー発電施設一式を取得することといたしました。

本件施設は、平成24年9月24日付で経済産業省の設備認定通知を、平成25年2月26日付で九州電力の系統連係承諾通知を、それぞれ受けております。

なお、本件は、エーペックが太陽電池モジュール等のメガソーラー発電施設一式を取得するものであり、用地につきましては、当該土地所有者との間で地上権設定契約を締結いたします。

2.取得する発電施設の概要

名称	穂北太陽光発電所
場所	宮崎県西都市大字穂北3835-1、3835-2、3842-1
発電規模	993.6kW
年間想定発電量	1,165,423kwh

3.当該子会社の概要

名称	エーペック株式会社
本社所在地	東京都中央区銀座七丁目4番12号
代表者	代表取締役社長 倉田 陽一郎
主な事業内容	再生エネルギー設備による発電事業
資本金	1百万円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月15日

シンワアートオークション株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目 達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンワアートオークション株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シンワアートオークション株式会社及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社は、平成25年9月17日開催の取締役会において、宮崎県西都市の太陽光発電施設を取得することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。